

岡山港港湾計画書

— 軽易な変更 —

令和 2 年 2 月

岡山港港湾管理者

岡 山 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成 7 年 6 月 岡山県地方港湾審議会

- ・平成 7 年 8 月 港湾審議会第 1 5 5 回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成 2 8 年 2 月 岡山県地方港湾審議会

の議を経た岡山港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 小型船だまり計画	2
土地造成及び土地利用計画	4
1 土地造成計画	4
2 土地利用計画	4

変更理由

- 1 漁船を適切に収容し、港湾活動の安全性・利便性の向上を図るため、九幡地区において、小型船だまり計画を変更する。
- 2 港湾施設の計画の変更及び土地需要の変化に対応するため、九幡地区及び高島地区において、土地造成及び土地利用計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 小型船だまり計画

1－1 九幡地区

漁船を適切に収容し、港湾活動の安全性・利便性の向上を図るため、小型船だまりを次のとおり計画する。

航路	水深 1.5m 幅員 20m [既定計画]
泊地	水深 1.5m 面積 1 ha [既定計画の変更計画]
八幡沖 2 号防波堤	延長 40m (既設)
八幡 2 号防波堤	延長 25m (既設)
八幡 3 号防波堤	延長 160m (うち 120m 既設) [既設の変更計画]
八幡 4 号防波堤	延長 50m (うち 36m 既設) [既設の変更計画]
物揚場	水深 1.5m 延長 129m [既定計画の変更計画]
小型栈橋	水深 1.5m 1 基 [新規計画]
埠頭用地	1 ha [既定計画の変更計画]

なお、これに伴い、既設の八幡 1 号防波堤 53m と八幡 2 号防波堤 14m を撤去する。

既設	
八幡 1 号防波堤	延長 53m
八幡 2 号防波堤	延長 39m
八幡 3 号防波堤	延長 120m
八幡 4 号防波堤	延長 36m

既定計画		
航路	水深 1.5m	幅員 20m
泊地	水深 1.5m	面積 1 ha
物揚場	水深 1.5m	延長 60m
埠頭用地	1 ha	

土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画の変更及び土地需要の変化に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成計画及び土地利用計画を次のとおり計画する。

1 土地造成計画

(単位：ha)

地区名 \ 用途	埠頭用地	合計
九幡地区	(1) 1	(1) 1

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 土地利用計画

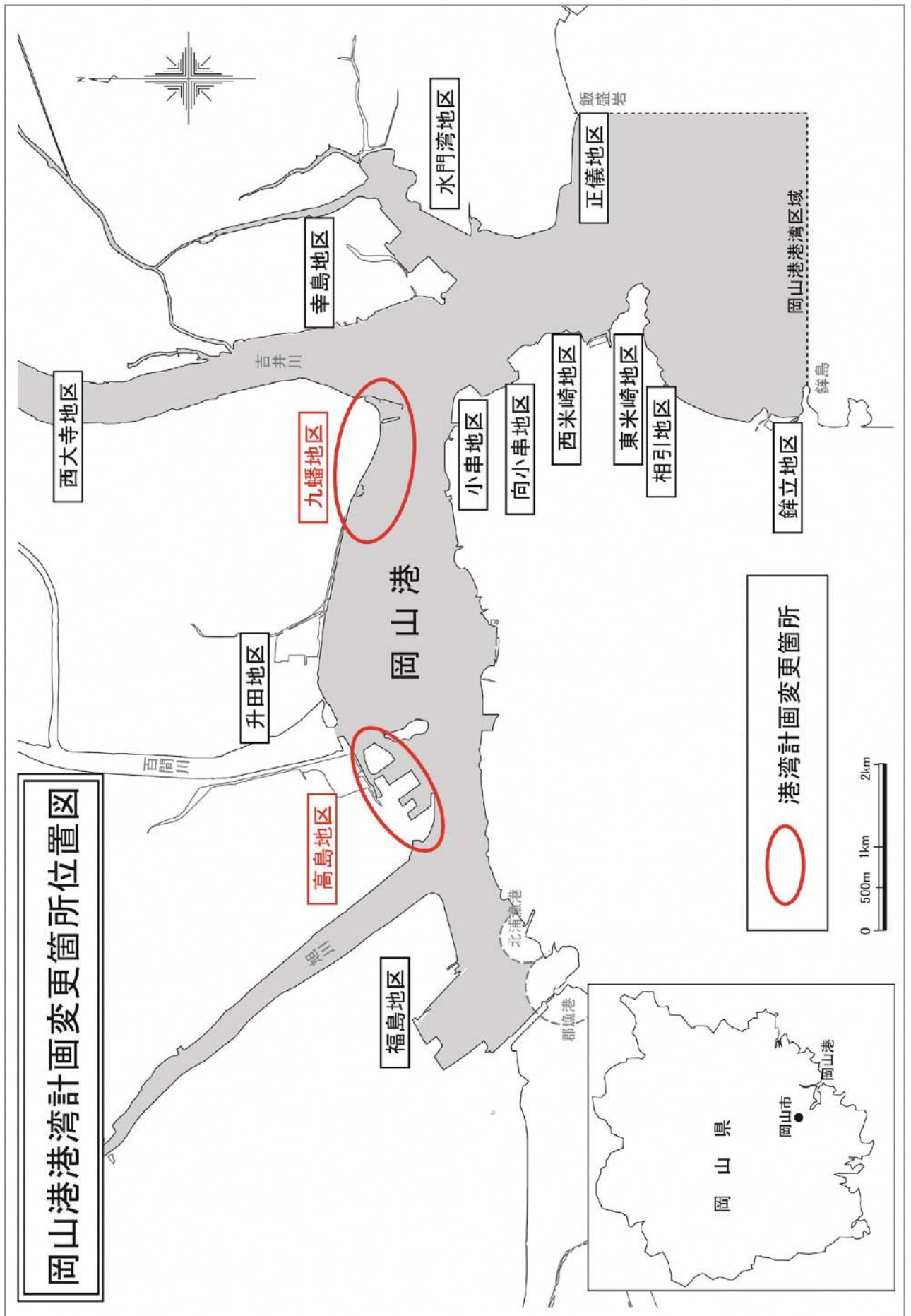
(単位：ha)

地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾関連用地	工業用地	交通機能用地	緑地	合計
九幡地区	(1) 1	—	—	—	—	(1) 1
高島地区	(13) 13	(13) 13	(17) 17	(3) 3	(11) 11	(56) 56

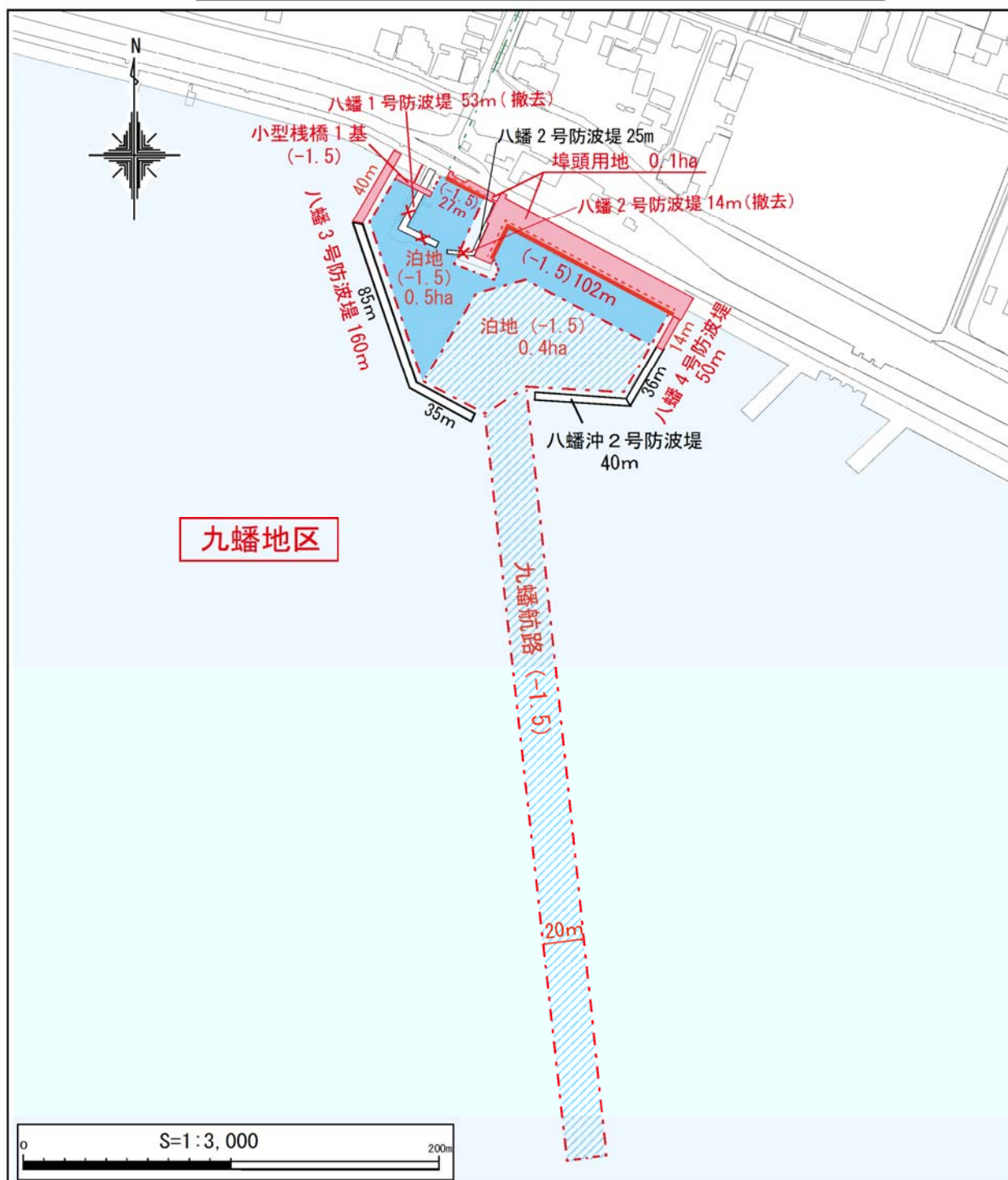
注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。



岡山港（九幡地区）港湾計画図



凡 例		
	航 路 ・ 泊 地	(今回計画) (既定計画)
	防 波 堤	(今回計画) (既 設)
	公 共 物 揚 場	(今回計画)
	埠 頭 用 地	(今回計画)
	小 型 棧 橋	(今回計画)
	撤 去	(今回計画)

凡 例		
	航路・泊地	(既定計画) (既 設)
	防波堤	(既 設)
	公共岸壁	(既 設)
	公共物揚場	(既定計画)
		(既 設)
	ドルフィン	(既 設)
	棧	(既定計画)
	橋	(既 設)
	埠頭用地	(今回計画)
		(既定計画)
		(既 設)
	緑地	(既定計画)
		(既 設)
	交通機能用地 (臨港道路)	(既 設)
	交通機能用地 (その他道路)	(既 設)
	その他用地	(今回計画)
		(既定計画)
		(既 設)
	撤去	